

第1回山梨県特別支援教育振興審議会 会議録

(平成22年6月21日掲載)

1 日 時 平成22年5月24日(月) 午後2時～4時10分

2 場 所 甲府工業高等学校 五葉鐘鳴館

3 出席者(敬称略)

(委員) 飯ヶ濱栄治、上杉 宏、尾嶋千恵子、齋藤 章、坂本ちづ子、白戸吉男、萩原公子
畠山和男、原まゆみ、藤巻秀子、森 博俊、山口勝弘

(事務局) 教育委員長、教育長、総務課長、義務教育課長、高校教育課長
新しい学校づくり推進室長、教育委員会事務局主幹
新しい学校づくり推進室室長補佐、特別支援教育担当(5人)

4 傍聴者等の数 3人

5 会議次第

○ 委嘱・任命式

- 1 開会
- 2 委嘱状・任命状の交付
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 閉会

○ 第1回審議会

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員の(自己)紹介
- 4 審議会の運営について
- 5 会長・副会長の選出
- 6 諮問
- 7 会長あいさつ
- 8 議事
- 9 閉会

6 会議に付した事案の案件(又は議題)

- (1) 審議内容及び日程について 【公開】
- (2) 本県の特別支援教育の現状について 【公開】

7 議事の概要

(1) 議題1「審議内容及び日程について」

(議長)

それでは、議事に入ります。軽度知的障害に対応した特別支援学校、特に高等部をどうするのか、生徒数の増加に伴う特別支援学校の施設について、また全体の特別支援教育の推進方策について検討することになっています。

まず、議題1「審議内容及び日程について」事務局から説明をお願いします。

(事務局：審議内容及び日程について、資料により説明)

(議長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご不明な点、ご質問等がありましたらお願いします。

この3つの問題については、山梨県独特の課題ではないと思います。他の都道府県でも同じような状況であると考えられます。山梨県は、歴史的にみれば障害児教育の先進県でもあります。山梨県独自の障害児教育の歴史があるので、先人達の歴史を踏まえて、今回提案いただいた3つの案件について検討をしていきたいと考えています。

特に質問はないようですので、議論をしていく中で質問やご意見をお出し下さい。

(2) 議題2「本県の特別支援教育の現状について」

(議長)

議題2「本県の特別支援教育の現状について」、資料を基に事務局から説明をお願いします。

(事務局：本県の特別支援教育の現状について、審議資料により説明)

(議長)

ありがとうございました。

事務局より説明のあった順番には関係なく、確認しておきたいこと、不明なことがありましたら質問をお願いします。

委員の方々もそれぞれのお立場で、興味のあるデータがあるかと思いますが、特に重複障害が増えてきているということ、軽度の知的障害の子どもが増加してきていること、社会的な要因等様々なことが考えられますが、子どもたちの実態に合わせて学校等の規模、教員の配置等の対応を考えなければならないと思います。全国と比較し、充実している取組、遅れている取組がありますが、ご発言をいただきたいと思います。

(委員：質問)

資料2ページの下にある表に特別支援教育を受けている者の数字がありますが、これは通常の学級で教育を受けている者が入っていないと思いますが、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校で指導を受けている者であると考えれば良いのでしょうか。

(事務局：答弁)

特別支援学校と特別支援学級の在籍人数を示しています。

(委員：質問)

確認ですが、特別支援教育の対象は、6%ぐらい発達障害がある子どもがいるのではないかとということも話題になりましたが、通常の学級で支援を受けているケースも含めて特別支援教育と認識しているが、資料2ページの表には含まれていないということでしょうか。

(事務局：答弁)

はい、通常の学級における対象者は含まれておりません。

(委員：質問)

高等部の増加についてですが、山梨県の増加率がでていますが、その中身は、軽度の知的障害の生徒が増加しているという説明であったが、軽度といえればそれまでだが、どのような特徴があるのか教えてもらえないでしょうか。

(事務局：答弁)

高等部における軽度の知的障害についてですが、資料では、療育手帳の取得状況の面からのデータを示させていただきました。各特別支援学校でも検査等を行っていますが、全て同じスケールで行っているわけではないので、県全体の状況を示すために、療育手帳交付者統計のデータを使いました。

軽度の知的障害の生徒については、総合教育センターによる発達検査による知能指数の数値が、70付近のものを指していることが多いと思います。療育手帳のB2の等級のお子さんは、会話を理解し、コミュニケーションを図ることは可能であるが、抽象概念の理解が難しいことからことばでのやりとりはある程度できていてもことばの意味を理解しての行動が確実にできるというまでには到達していない状態のお子さんがほとんどであると思われま

(事務局：答弁)

委員から発達障害のある子どもが6%という話がありましたが、平成14年に文部科学省が行った通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査で6.3パーセントという数字が出ています。また、平成15年に行った本県の調査でも5.9パーセントという数字が出ています。このように、何らかの支援は必要としている者はおりますが、対象者の推移としてデータを示すことができないため、数値が確認できるデータをお示ししました。統計的には、学校に6%程度、支援を必要としている児童生徒が在籍していると考えられています。

(議長)

ありがとうございました。その他、ございますか。

(委員：質問)

初めてこれほど詳細なデータを見ましたが、本県の出生数が減っている中で、資料10ページの表も平成17年から増えてきているが、障害のある子どもが増えているのではなく、社会的な仕組みや制度の仕組みが変化してこのような状況になっているのではないかと思います。どうでしょうか。

(事務局：答弁)

そのとおりと考えられます。療育手帳も、平成11年に地方自治法が改正され、自治体毎に発行の業務を行うことになりました。都道府県・政令都市によっては、独自の基準で手帳の発行を行っている所もあります。このような制度改正もきっかけの一つになっていると思います。また、平成16年度、17年度に、障害者自立支援法、発達障害者支援法も改定・成立をしています。福祉サービス・支援を受けるために手帳取得の必要性が高まってきており、このような背景も手帳取得の増加に影響していると考えています。

資料11ページの表で、療育手帳のA-1からA-2a等の交付者数の推移を見ますと、先に述べた法・制度の改定が原因であれば、平成11年度から高い増加を示してもよいと考えられますが、そのような傾向は見られません。このように他の等級については、法・制度の改訂時期との関連がそれほど顕著ではないのですが、B2については、より顕著になってきております。

(議長)

私見ですが、特別支援教育、特別支援学級、あるいは特別支援学校というものが、コミュニティの中で市民権を得てきたと考えられるのではないのでしょうか。今までは、軽度と言うことで顕在化してこなかったケースも、市民権を得てきて、顕在化してきていると思います。絶対数が急激に増えてきているとは考えにくく、社会的な状況の変化や、保護者の方の障害受容が関係者の努力で進んできているのではないのでしょうか。

医療関係の委員の方からどうでしょうか。

(委員)

国のレベルでも、研究班を立ち上げて研究を始めています。現時点では回答が得られていないが、遺伝子レベルの話から社会的な背景まで、まだ整理されていない状況です。

個人的に聞いた情報ですが、お話します。みなさんもお承知のとおり、注意欠陥多動性障害では従来は1種類の某薬剤がもっぱら使用されていました。したがって、地域毎でその薬剤の消費量を調べてみれば、その地域の患者数が逆に推測できることとなります。そうすると、例えば近隣の某2県でその消費量が全く異なっていることが判ってきました。近隣の2地域で同疾患の発症率に大きな差があるとは考えにくく、その差は別の要因、例えば診断後にフォローされる療育機関の充実度等で患者の受診動機が高まることによるのではないかと推測されます。

(議長)

大学でも、発達障害が増えてきているが、その一つの要因は、そういった学生に大学も対応(カウンセリング等)できるようになってきていることがあげられるのではないのでしょうか。フォローしてくれる機関・窓口があることが差を生むということは、よく理解できます。

アスペルガー症候群・自閉症への対応が求められていますが、大学進学する若者の数は増えてきているので、同じような現象があると思います。

(委員：質問)

特別支援学級の教員の専門性について、お伺いしたいと思います。

特別支援学校は、免許保有率は全国平均よりも山梨は高いが、採用の時点で、特別支援学校の採用者は免許を持っていることを条件としているのでしょうか。逆に、特別支援学級で免許を持っている人は少なく、3年未満で交代する担任が6割近くいるのですが、その理由はどのようなものと考えているのかお伺いしたいのですが。

(事務局：答弁)

教員の採用は、山梨県の場合は、小・中学校、高等学校、特別支援学校毎の採用になります。中学校及び高等学校は、教科毎の採用。特別支援学校の中では、小学部、中学部に分かれています。

特別支援学校については、特別支援教育に関する教員免許を持っていることが条件になっています。ただし、中学校、高等学校の志願者で、特別支援学校中学部で募集する教科の免許を有している者については、第二志望で特別支援学校の受検を志望することが認められています。

小・中学校の短期間で担任が交代する原因ですが、本県は、特別支援学級の在籍人数が一人或いは少人数の学級が他県に比べると多く、一人の児童が卒業すると閉級になり継続して担任ができないことも背景としてあると考えられます。

(事務局：答弁)

資料の4ページに特別支援学級の設置状況がありますが、このうち4割が在籍一人の学級です。標準法により、8人まで1学級と定められていますが、本県では諸事情により一人の学級を認めています。一人の学級には期間採用者が配置されることが多く、短期間で交代になることがあります。

(議長)

1人学級も大事であるし、人事面での考慮も考えると、難しい課題ではあると思います。

他にご質問はありますか。よろしいでしょうか。

次回以降もご意見やご質問をお受けする機会は沢山あると思いますが、課題を共有し、次回

以降の議論の出発点にしていきたいと思います。

(委員)

先ほどの委員から質問があった、軽度の知的障害の高等部の子どもの実態は具体的にどのような状況かという話がありましたが、数字的には療育手帳の取得状況等だと思いますが、どのような子どもたちがいて、どのような教育が必要かということを議論していくためには、具体的な資料が必要であると感じました。いろいろな実態の方がいると思われるので、資料を工夫していただきたいと思います。

(議長)

軽度であればあるほど子どもたちの特徴の幅が広がるので、対応を考える必要があると思います。

(事務局)

以降、資料を工夫して出させていただきたいと思います。

(3) 議題3「その他」

(議長)

議題3「その他」について、事務局は提案がありますか。

(事務局)

特にありません。

(議長)

委員の方からは、いかがですか。

(委員:質問)

毎月1回の会議の予定であるが、当面の日程はどのようになっているのでしょうか。

(事務局:答弁)

次回は7月12日に開催いたします。会場は、県庁の県議会議事堂の地下会議室です。以降の開催期日は、なるべく早く日程調整を行い連絡させていただきます。

(議長)

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。(議事終了)